

# 令和7年度 第2回会津若松市健康づくり推進協議会 会議録

- 1 日 時 令和7年7月30日（水）13：00～14：10
- 2 場 所 会津若松市役所「市民ホール・正庁」
- 3 出席者 委員13名（委員19名のうち6名欠席）  
事務局：市長、健康福祉部長、副部長、副部長兼健康増進課長、  
健康増進課職員4名

## 4 会 議

### (1) 諮問

市長より「会津若松市健康づくり推進条例」を諮問。

### (2) 市長あいさつ

本協議会は市民の健康づくりの推進に関する事項について調査審議する組織であり、委員の皆様には、健康づくりのあり方や健康増進に係る各種施策の方向性などについて、それぞれのお立場や専門的な観点から、ご意見やご提言を頂戴したい。

諮問の「会津若松市健康づくり推進条例」は、本市の健康づくりの基本理念を定めるとともに、市の責務、市民や関係団体等の役割を明らかにし、市民の健康づくりを推進しようとするものであり、今回の最終案についてご審議いただきたい。また、来年度開始の「第3次会津若松市食育推進計画」方針案についても、様々な観点から忌憚のないご意見を賜りたい。

### (3) 会長・副会長選出

事務局提案（会長：会津若松医師会 矢吹孝志委員、副会長：会津若松歯科医師会 渡部圭一委員）のとおり承認。

### (4) 会長・副会長就任あいさつ

#### ・会長あいさつ

諮問を受けた「会津若松市健康づくり推進条例」につきましては、市長あいさつでも説明があったように極めて重要な条例とのことであり、委員の皆様の前で積極的なご意見を拝聴しながら、安心して生活できるような体制づくりのため、懸命にまい進してまいりたい。

#### ・副会長あいさつ

会津若松市に生まれて良かったと思えるような健康づくりに協力していきたい。

### (5) 議事（矢吹会長を議長として進行）

#### ① 会津若松市健康づくり推進条例について

・事務局（副部長兼健康増進課長）より資料説明を行い、質疑応答を行った。

#### 【質疑応答】

各種団体：資料2ページ「3 制定による効果」2段落目

委員：「連携・協働による地域全体で推進」の表現に違和感があるので修正すべき。

事務局：表現修正検討する。

- 議 長 : 絵に描いたモチとならないようにするためにも、条例で定めようとする団体の役割や努力義務等について、現実的に事業者や教育機関等への周知及び連携は可能なのか。参考までに、事業者代表の委員の意見を伺いたい。
- 各種団体委員 : J A会津よつば女性部河東支部では、地域の小学校や幼稚園に出向き、事業連携してきた経過がある。健康づくり推進に関しても、連携は可能と考える。
- 事務局 : J A会津よつばの本体とは地産地消関連で既に事業連携しており、周知・連携は可能と考える。また、条例制定に際しての周知については、市政日より同時配布チラシなどを検討している。
- 議 長 : 健康づくり推進に関して、市内の大規模事業所への周知についても注力いただきたい。
- 事務局 : 事業所に関する周知・連携依頼等についても庁内組織と連携して進めていきたい。
- 議 長 : 「健康づくり推進条例」を審議に際して、今回委嘱された「健康づくり推進協議会」に市議会議員が入っていないが、支障ないか。
- 事務局 : 「健康づくり推進条例」制定に関しては、市議会で議決が必要となるため、市議会議員に対しても、本日同様の資料を用いて詳細説明を行う予定で、別途審議いただく。また、一般的に市民代表で組織する審議会組織に、市議会議員が委員として入るケースはあまりないと思う。
- 事務局 : 本来、本日いただいた意見等を反映したものを取りまとめて答申とするところだが、概ね「原案とおり承認」となる際は、再度参集いただくのもお手数なので、本日答申いただくことは可能か。
- 議 長 : 事務局の提案に対し、ご意見等あれば挙手の上ご発言願います。
- 各委員 : (異論なし)
- 議 長 : 「原案承認」の際は、会議の最後に答申を行うこととする。

## ②第3次会津若松市食育推進計画の方向性について

- ・事務局(副部長兼健康増進課長)より資料説明を行い、質疑応答を行った。

### 【質疑応答】

- 保健医療団体委員 : 資料8ページ「食育推進計画に関するスケジュール」の確認
- 各種団体委員 : 資料8ページ誤字修正「第2次」→「第3次」
- 保健医療団体委員 : 第2次計画の基本施策「低栄養・フレイル予防の食育」に関する最終評価が見当たらない。第3次計画にも盛り込まれる予定の施策内容であるため、数値目標とする指標等についてもご検討いただきたい。  
また、ワーキンググループにおいて有用な意見が出されており、会議開催自体は大変意義のあるものと理解できるが、一見して、高齢者の意見がないような気がするので、高齢者もしくはそのご家族などの意見が集約されるような工夫があると良いと考える。
- 議 長 : フレイルや低栄養に関しては長期間のターゲットとなるため、中間評価等などの短期間で評価できる指標等はないものか。

- 保健医療  
団体委員 最近のガイドラインでは、糖尿病でも肥満症でも高齢者の食事指導においては、たんぱく質を減らさないように食事内容を決めるよう示された。肉・魚を一定量摂取しているかなどをひとつの評価軸にすることは可能と考える。  
幸いにも70代以上の回答率は非常に高いため、協力いただける質問内容にすることで、ある程度信用できる数字を取ることができるのでは。
- 事務局 : タンパク質に関して正確な摂取量を把握するのは困難だが、肉・魚摂取の有無については、年代別でもアンケート集約することは可能と思われる。  
今回実施したアンケートの中でも、主食・おかず（野菜、卵等のタンパク質など）を摂取しているかの設問があり、年代別で確認することは可能なため、分析結果を第3次計画に活かしていきたい。
- 各種団体  
委員 : 資料1ページの第2次計画の体系と、資料7ページの第3次計画の体系案について、変更となった点を簡潔に説明いただきたい。
- 事務局 : 基本理念においては、第2次計画はコロナ禍に策定したこともあり「たくましく生きるあいづっこ」とした経過にあると考えられるが、第3次計画では第1次計画同様に「元気なあいづっこ」とすることにした。  
市民やワーキンググループの意見等を踏まえて、基本方針と基本施策をわかりやすくシンプルにした。

### ③その他【意見交換】

- 議長 : 議事全般を通しての意見も含めて、改めて発言があればお願いしたい。
- 議長 : 市議会議員がこのような協議会に参加することは、一般市民から忌憚のない意見が出にくい等もあると思うが、それぞれに同じ説明を行うより、市民代表も議員も入って十分な理解を深めて、方針等を共有できるのは有効と考える。  
また、学校校長会や教育委員会、さらには事業所についても同様で、一堂に会する場があれば、より活性化が図られると考えるがいかがか。
- 事務局 : 即答出来かねる。どのような枠組みでできるかも含め、検討させて欲しい。
- 保健医療  
団体委員 : 条例第2条（4）に定める保健医療等関係者は、主に医療関係者を指し示しているようだが、高齢者福祉や若年の発達障害など福祉分野の想定はされているのか。当協議会名簿においても、保健医療関係団体の区分に福祉分野が手薄に感じる。
- 議長 : 条例前文「健康寿命の延伸」の解説では、健康寿命は「要介護2未満を健康」とするとしており、障がいの有無等は規定していないのではないか。
- 事務局 : 理念条例であることから具体的というよりは広く網羅する内容としており、条文でも「保健、医療、福祉等に係る業務を行う者」と明記し、障がいの有無等にかかる区分等はないが、福祉分野も含むものと認識いただきたい。  
また、「会津若松市健康づくり推進協議会」委員において福祉分野が手薄とのことについては、市の別の組織として高齢者関係の審議会や障がい者関係の審議会が別途あり、それぞれに施策等の審議をいただいている状況。条例制定した際には、そのような関係組織にも情報提供できるよう調整したい。
- 議長 : 協議事項全体を通して、外に意見等ないようであり、全ての案件を原案のとおり承認することとしていかがか。
- 各委員 : (異論なし)
- ※議事終了（議長解任）

## 5 閉 会

### 【閉会后：「会津若松市健康づくり推進条例」答申】

矢吹会長より、山口健康福祉部長（市長代理）へ「原案のとおり承認する」旨を答申。